

平成27年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 文化振興課
 担当名: 総務・財団担当
 内線: 2877

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B5	県立文化施設指定管理事業費			一般会計	総務費	県民費	文化振興費	県立文化施設管理運営費		
事業期間	平成18年度～	根拠法令	地方自治法第244条の2、埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例第14条、埼玉会館条例第14条、	戦略項目		分野施策 050101 文化芸術の振興				
1 事業概要 県民が身近な場所で芸術性の高い舞台芸術公演を鑑賞でき、また、県民自らが創造的な芸術文化活動ができるよう、県立文化施設を効果的かつ効率的に管理運営していくため、指定管理者に対し、事業を委託するものである。 (1) 熊谷会館管理事務費 1,734千円 業務委託料の契約差金の発生等に伴う減額				5 事業説明 (1) 事業内容 指定管理者制度により県立文化施設2館(埼玉会館、彩の国さいたま芸術劇場)を適正に管理運営し、県民に、優れた舞台芸術を鑑賞する機会と芸術文化活動を行なう場を提供する。また、廃止した熊谷会館の管理を行う。 (2) 事業計画 平成27年度の主な公演 蜷川監督作品、ピアノ・エトワール・シリーズ、コンドルズ、松竹大歌舞伎、ランチタイムコンサート、彩の国さいたま寄席等 (3) 事業効果 指定管理者による柔軟かつ専門性の高い施設運営により、多様化する県民ニーズに効果的・効率的に対応し、埼玉県における芸術文化事業をより積極的かつ円滑に実施して、県民生活の文化的向上と福祉の増進を図る。						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)				(4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 指定管理者のもつノウハウを生かし、他の施設管理者等と連携して、単独では難しい作品の制作や、公演の招致等を効果的に行なっている。 (5) その他 熊谷会館廃止に伴い、指定管理施設から文化振興課管理施設へと変更する。埼玉会館が改修工事によって、平成27年10月から平成29年3月まで休館である。						
3 地方財政措置の状況 なし				(6) 補正予算の概要 (1) 熊谷会館管理事務費 ア 委託料 契約差金の発生による減額。 イ 事務費 経費節減による減額。						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	補正後の 予算額
		使用料 及び手数料	財産収入							
決定額	1,734							1,734	1,044,215	
現計額	1,045,949	8,863	130					1,036,956		